へきなん福祉センターあいくる、心身障害者福祉センター施設貸出

４月１日㈫より会議室などの施設を貸し出しますので、是非ご利用ください。

なお、利用には事前予約が必要です。予約方法や使用料などの詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

貸出施設

名称	部屋の広さ	定員
会議室１	38.3㎡	24人
まちかどホール	214.6㎡	120人
調理実習室	48.6㎡	24人
視聴覚研修室	49.5㎡	21人
談話室	39.9㎡	18人

※まちかどホールは、平日の午後（小学校の長期休暇中は平日の午前・午後）は子育て支援施設が通年使用するため、利用できません。

問合せ　**社会福祉協議会**　☎(46)3702

△まちかどホール

△談話室

償却資産の申告を忘れずに

市内に償却資産を持つ人は、毎年１月１日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。

今年度申告があった人には、12月中旬に平成26年度申告用紙を送付しましたので必要事項を記入し、申告してください。

平成25年中に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

申告期限　１月31日㈮まで

問合せ　**税務課固定資産税係**

【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

次の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

・構築物（受変電設備、内装・内部造作、駐車場舗装、外構工事、看板など）
・機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械）
・船舶、航空機
・車両、運搬具（構内運搬車、貨車、大型特殊自動車など）
・工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、いす、ロッカーなど）

碧南緑地少年サッカー場の利用を開始します

４月１日㈫より碧南緑地少年サッカー場（広さ90ｍ×60ｍ）の利用を開始しますので、是非ご利用ください。

なお、利用には事前予約が必要です。予約方法や使用料などの詳細は、スポーツ課へお問い合わせください。

ところ　港本町（碧南緑地）

問合せ　**スポーツ課**　☎(48)5311